

北の峰

発行所
北海道合同法律事務所
札幌市中央区大通西 12 丁目
☎ (011) 231-1888
HP アドレス: <http://www.hg-law.jp/>
発行責任者/ 笹 森 学

8月14日(月)は
お盆休みです

安倍内閣の 憲法改悪を阻止しよう

弁護士 佐藤 哲之

五月三日の読売新聞インター
ビュー記事で、安倍首相は、自民
党総裁として、憲法改正を実現
し、二〇二〇年の施行を目指す考
えを表明した。しかも、改正の柱
は憲法九条で、九条の一、二項を

残したまま、新たに自衛隊の存在
を明記したいというのである。
とんでもない話で、私たちは安
倍首相のこんな野望を決して許す
訳にはいかない。

かもしれないという議論を封じる
ためだと言う。しかし、安倍首相
が憲法に書き込もうとしている自
衛隊は、明らかに九条二項が禁じ
る「戦力」の実態を持ち、違憲の
ためだと言ふ。

「アベノミクス」や「一億総活
躍」など目先にこまかす煙幕も薄
れ、特定秘密保護法、共謀罪など
やりたい放題の安倍「一強」政治
も綻びは大きくなるばかりで、都
議選で潮目は変わった。そろそろ
憲法に基づき、憲法を活かす政治
勢力を結集して、安倍首相の野望
を打ち碎き、国民が安心して豊か
に暮らせる、平和で民主的な政治
を実現したいものである。



「鴉」橋井裕



二〇一七年夏

安倍首相は、一昨年、あの安保
法制を合憲だと強弁して強行採決
しておきながら、違憲だというの
なら憲法を改正しようではないか
と居直った。今度は、国民の信頼
が九割を超えている自衛隊が違憲

法制を合憲だと強弁して強行採決
しておきながら、違憲だというの
書き込もうが、憲法九条一、二項
はもとよりのこと、平和憲法の性
格、構造を変質させようというの
である。

2017年夏

法律はより身近な存在です。

共謀罪、働き方問題、

マイナンバー法、

道徳の教科化など、

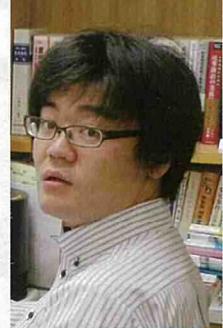
私たちの暮らしに直結した

「法律」について、

一緒に考えていきませんか？

弁護士メッセージ

月〇〇時間未満 残業上限
弁護士 池田 賢太



外国人技能実習適正化法
弁護士 小野寺信勝



● 現在、時間外労働の上限は、原則として一ヶ月四五時間、一年間三六〇時間以内とされています。

いま、この上限規制が大きくなっています。企業の繁忙期対応のため、六ヶ月は例外を設け、「月最大一〇〇時間」

「二カ月平均八〇時間」の時間外労働を認められようとしています。

しかし、この例外は、厚労省が定めた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」つまり過労死の認定基準において、「過重負荷の有無の判断」に記載されている時間外労働の時間に該当するもので、国が過労死レベルの働き方を許容することになります。

私たちには、技能実習期間を最大五年に延長するなど、制度「拡充」が盛り込まれました。これでは焼け太りとの批判は免れません。

外国人労働者への人権侵害や日本労働人口が減少への対応は喫緊の課題です。まやかしの制度を辞めて外国人労働者を「労働者」として正面から受け入れる制度を早急に構築すべきです。

● あやしいと市民を監視し、何らかの行動を準備があつたとして処罰するもの。特定秘密保護法、盗聴法、マイナンバーなど「監視」が可能な危ない法律ができる。日本もすでに監視社会。IT技術の進展、メール、ラインなどで、情報集積され、内心、性格や趣味・嗜好なども特定ができ、人格全体が丸見えになる。政府や企業が批判的人物を排除や差別のため監視する

監視社会のチェック
国民こそ権力機関の監視を

弁護士 石田 明義



視するものは赤子の手をひねる様なもの。知らないうちにと思うと疑心暗鬼になる。監視法制は治安維持法のように「薬物の可能性」があり、法律廃止が真剣に求められる。検証の可能性や可視化された手続保障、裁判所や第三者の人権機関のチェックが重ねて必要である。主権者である国民や住民が行政などを監視することは当然のこと。人権団体などが率先して人権侵害の警鐘をならし、個人などを公的に支援をしていく必要がある。公にして批判することが不可欠。盗聴などの監視行為がいかに人間を貶める卑劣で許しがたいものであるか。いまも治安維持法による被害者国家賠償の請求運動が続いている。

● あやしいと市民を監視し、何らかの行動を準備があつたとして処罰するもの。特定秘密保護法、盗聴法、マイナンバーなど「監視」が可能な危ない法律ができる。日本もすでに監視社会。IT技術の進展、メール、ラインなどで、情報集積され、内心、性格や趣味・嗜好なども特定ができ、人格全体が丸見えになる。政府や企業が批判的

視するものは赤子の手をひねる様なもの。知らないうちにと思うと疑心暗鬼になる。監視法制は治安維持法のように「薬物の可能性」があり、法律廃止が真剣に求められる。検証の可能性や可視化された手続保障、裁判所や第三者の人権機関のチェックが重ねて必要である。主権者である国民や住民が行政などを監視することは当然のこと。人権団体などが率先して人権侵害の警鐘をならし、個人などを公的に支援をしていく必要がある。公にして批判することが不可欠。盗聴などの監視行為がいかに人間を貶める卑劣で許しがたいものであるか。いまも治安維持法による被害者国家賠償の請求運動が続いている。

● あやしいと市民を監視し、何

らかの行動を準備があつたとして処罰するもの。特定秘密保護法、盗聴法、マイナンバーなど「監視」が可能な危ない法律ができる。日本もすでに監視

社会。IT技術の進展、メール、ラインなどで、情報集積され、内心、性格や趣味・嗜好なども特定ができ、人格全体が丸見えになる。政府や企業が批判的

視するものは赤子の手をひねる様なもの。知らないうちにと思うと疑心暗鬼になる。監視法制は治安維持法のように「薬物の可能性」があり、法律廃止が真剣に求められる。検証の可能性や可視化された手続保障、裁判所や第三者の人権機関のチェックが重ねて必要である。主権者である国民や住民が行政などを監視することは当然のこと。人権団体などが率先して人権侵害の警鐘をならし、個人などを公的に支援をしていく必要がある。公にして批判することが不可欠。盗聴などの監視行為がいかに人間を貶める卑劣で許しがたいものであるか。いまも治安維持法による被害者国家賠償の請求運動が続いている。

● あやしいと市民を監視し、何らかの行動を準備があつたとして処罰するもの。特定秘密保護法、盗聴法、マイナンバーなど「監視」が可能な危ない法律ができる。日本もすでに監視

社会。IT技術の進展、メール、ラインなどで、情報集積され、内心、性格や趣味・嗜好なども特定ができ、人格全体が丸見えになる。政府や企業が批判的

視するものは赤子の手をひねる様なもの。知らないうちにと思うと疑心暗鬼になる。監視法制は治安維持法のように「薬物の可能性」があり、法律廃止が真剣に求められる。検証の可能性や可視化された手続保障、裁判所や第三者の人権機関のチェックが重ねて必要である。主権者である国民や住民が行政などを監視することは当然のこと。人権団体などが率先して人権侵害の警鐘をならし、個人などを公的に支援をしていく必要がある。公にして批判することが不可欠。盗聴などの監視行為がいかに人間を貶める卑劣で許しがたいものであるか。いまも治安維持法による被害者国家賠償の請求運動が続いている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

弁護士 中島 哲



●二〇一六年四月から施行された障害者差別解消法は、障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合、負担が過重でなければ合理的配慮をしなければならないとしています(民間との関係では努力義務)。これは、障害を個人の機能障害としてではなく、社会の問題として捉え、障害者を排除する社会的障壁の除去を求めるものです。もつとも、合理的配慮の提供のためには、相手方に一定の負担をかけることを前提としているため、社会の理解が不可欠です。そのためには、相手方の一方的犠牲のもとに障害者だけが利益を得る関係ではなく、障害者の社会参加によって、消費、労働、政治等社会全体の利益となる、そういう関係性を持つ社会の構築が必要です。

GPS捜査令状

弁護士 川上 有

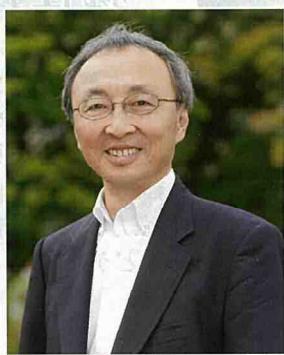


●今年三月一五日、最高裁決が、GPS捜査が憲法三五条の強制処分に当たるとして、無令状で行つた捜査を適法とした原判決を「憲法の解釈適用を誤つており、是認できな」と判示した。これは、野放しにされてきたGPS捜査に、最高裁がストップをかけたものといえる。

しかし、国は、そうであればGPS捜査用の令状を作つてしまえばよいと考えているであろう。それは、この秋の臨時国会だとも言われている。盗聴法と同じ発想、同じ手法だ。共謀罪の審理過程を見ても、今の政権が市民のプライバシー侵害に躊躇しないことは明らかだ。私達も負けずに反対の意思を明示し続けなければならない。

いわゆる共謀罪法

弁護士 笹森 学



●改正組織的犯罪処罰法いわゆる共謀罪法が国会で数の暴挙によって成立しました。この法律は、共謀→準備→実行に着手→実行と段階的に進む犯罪のうち、これまで実行に着手した段階で処罪する原則を、準備が行われれば共謀した段階も処罰する原則に変える法律です。この結果、日常生活と区別がつかない会話や行動も警察が疑えば犯罪として捜査や逮捕ができるようになり、日常生活も警察が監視しありに密告し合う監視社会に突き進むことになります。

ところが、これからは民間企業の市場原理に委ねられることになります。そうすると、種子が「金儲け」の対象になり、アメリカなどの外資の参入による支配、特に遺伝子組み換えによる汚染が心配です。私たち国民の命の源を守るために、種子の企業支配を絶対に許してはなりません。

種子法

弁護士 佐藤 博文



札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

弁護士 加藤 文晴



●二〇一七年六月一日から、札幌市で、性的マイノリティのためのパートナーシップの宣誓制度が始まりました。今の日本の法律では、ゲイ（男性同性愛者）やレズビアン（女性同性愛者）の人たちは、同性パートナーと結婚することはできません。また、自分の認識する性と身体的な性が一致しないトランジエンダーの人たちも、戸籍上同性のパートナーと結婚することはできません。そこで、

司法修習生への修習給付金制度新設！

弁護士 橋本 祐樹



私は、司法修習生の給費制復活を求める学生・若手法律家の団体であるビギナーズ・ネットの一員として二〇一〇年から活動してきました。

修習給付金制度は、一部ですが事実上の給費制復活といえ、しかし、基本給付が一律月額一三・五万円、住宅給付が上限月額三・五万円等、司法修習期間中の生活保障には十分とはいえない。

また、法曹三者の総数の約四分の一にあたる一万一〇〇〇人超が無給での司法修習を強いられたまま何らの救済策も講じられない「谷間世代」の問題も残っています。

これらの課題の解決のため更に取り組みます。

水道法改正について

弁護士 横井 紗子



今国会に水道法の改正案が提出されていましたのでご存知ですか。この法案は水道事業の経営を民間業者に包括的に担わせることを可能にするものです。

人間の身体の約六〇%が水分でできているといわれているように、水道は私たちが生きていなくて最も重要なインフラです。海外では民営化している国も少なくありませんが、パリ市では民営化により水道料金が三倍にまで上昇し、再び公営化されました。

効率は一〇年間から原則五年間に短縮されます。売買契約では一定の場合に買主に代金減額請求権が認められるようになります。このように、市民生活の根幹に関わる基本的な法律の改正ですので注目して下さい。私たち弁護士も皆さんの権利を守るために勉強します。

民法

弁護士 山田 佳以



解雇の金銭解決制度の問題点

弁護士 横山 浩之



●今年の五月三一日に行われた「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、「解雇の金銭解決制度」の導入が提案された。本制度は、不当に解雇された労働者に復職以外にも柔軟な解決が可能になるとして評価する声もある。しかし、従前からリスクによるプレッシャーから会社に金銭を支払うインセンティブが働き、これが和解金額にも大きく影響する。金銭解決制度ではこのようなプレッシャーは機能しない。金銭解決の制度化は、安易な解雇を助長するほか、制度の濫用や支払基準の低下といった重大な危険性をはらんでおり、問題が大きいと言わざるを得ない。

マイナンバー法

弁護士 三浦 桂子



●二〇一五年一〇月施行されたマイナンバー法により、個人を識別する番号が付けられました。今のところは、社会保険や税、防災の分野で利用されますが、施行三年をめどに、預貯金の口座、医療・介護・健康情報、戸籍、旅券事務などへの拡大が検討されています。工賃、私の番号を入力すると、シナリオや、預金、いつ病院に納税額や、持病、海外旅行歴も行つたか、持病、海外旅行歴もわかつちやうということ? プライバシーを国が一括管理。いつたい何を目的に? 情報が漏れて不正に使われる心配も大きい。私はこんな恐ろしい番号は書類に書かない、マイナンバーカードは取得しない、という方法で自衛しています。仲間を増やして、マイナンバー法を廃絶に持ち込みましょう。

道徳の教科化について

弁護士 渡辺 達生



●文科省は、学校教育法施行規則の一部改正により、小中学校における道徳を「特別の教科」としました。小学校については二〇一八年度に、中学校については二〇一九年度に教科化が実施される予定です。

皆さん、道徳を教科として評価することをイメージできますか? 道徳を教科にするということは、国家が、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛」することと、「公共の精神を尊ぶこと」といった特定の価値観を児童・生徒に強要するものであり、憲法上保障された個人の尊重、思想良心の自由、子どもの学習権、教員の教育の自由を侵害するものです。そして、その裏には、戦争をする国づくりがあることも見ておかなければなりません。

少年法の適用年齢引下げ

弁護士 内田 信也



●本年二月九日、法務大臣は少年法の適用年齢を一八歳未満に引き下げるべきか否かにつき法制審議会諮詢し、現在、議論が続いている。少年法の適用年齢は一九四八年の制定以来二〇歳未満とされてきたが、この七〇年間、それで何の問題も生じていない。家庭裁判所に係属する少年事件はこの一〇年間をみると、減つており増加も凶悪化もしていない。日本の少年法制度は有効に機能しているわけである。

現在、家庭裁判所で扱われる少年の約五割を一八・一九歳が占めているが、少年法適用年齢を一八歳に下げるに、この少年たちは専門的な調査や教育的働きかけを受けられなくなる。そうすると、更生・成長の機会を失い、その結果、若年者の再犯を増加させ、日本の治安は間違いなく悪化する。また、大人たちは愚かな選択をしようとしている。

●プラック企業・長時間過重労働・過労死が問題化している中、それを取り締まる労働基準監督官が不足している。

ところが、この深刻な監督官不足の対応策として、現在、とんでもない「解決策」が検討されている。労基署による企業等への立ち入り業務の「民間委託」である。

二〇〇六年の道交法改正で駐車違反の取り締まりが民間委託されるようになつたが、プラック企業などの取り締まりの一部も民間（社会保険労務士など）にやらせようといふのである。

しかし、監督官は、事業所に立ち入って調査をし、尋問したり資料提出させたりするなど、駐車違反の取り締まりとは比較にならないほど大きな権限が与えられているが、そのような権限を民間人に与えるなどということは不可能である。

権限のない民間の調査に、悪質な企業が協力するとは考えにくく、結局は長時間過労労働やブラック企業などが野放しにされてしまう可能性が高い。

労働基準監督業務の民営化について

弁護士 長野 順一





退任挨拶

工藤 祐三

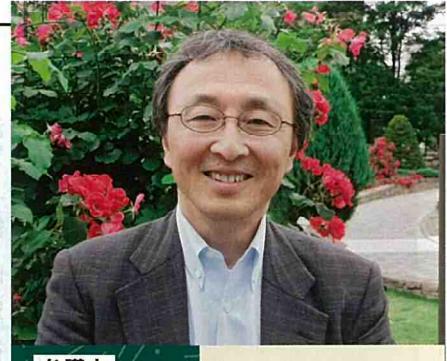
暑中お見舞い申し上げます。

事務所を3月末に退所し、はや4ヶ月が過ぎました。在職中には、多くの人々と力を合わせ、平和、自由と民主主義、そして人権擁護の活動に携わる機会が得られた、あつという間の46年でした。本来であれば、お世話になったお一人おひとりをお訪ねし、ご挨拶すべきところですが、何卒、この一文にて、ご容赦、ご勘弁下さいますようよろしくお願ひ致します。

さて、仕事から離れた私は現在、あれこれとやりたいことが山ほどありますからも、あらたな生活スタイルに馴染めず、いま一つペースが掴み切れず、そんな厄介な自分を落ちかせるべく叱咤する毎日もあります。

なお退所後も暫くは引き続きお手伝いさせていただく件があることから、時折、事務所に出入りさせて貰っています。もし真っ黒に日焼けした私にお気づきでしたら一声お掛けいただければ幸いです。

それでは、皆様のご健勝をご多幸を祈念申し上げ、今後とも北海道合同法律事務所への変わらぬご指導ご鞭撻の程をよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士
篠森学の
書評
コーナー

長田悠幸／町田一八
「SHIORI EXPERIENCE
ジミなわたしとへんなおじさん」
(ピッグガンガンコミックス)

ジミ・ヘンドリックスに取り憑かれた地味な高校教師のギタリスト本田詩織が落ちこぼれの生徒達と軽音楽部を作り魂のバンドを完成させようとするお話。メンバーそれぞれが壁にぶつかりそれを乗り越える感動の成長譚。27歳で夭逝した天才ミュージシャン（ジミヘン、Cコバーン、Jジョプリン、Gモリソン）を集めたスペシャルバンドへの参加を蹴る詩織センセと自分を見つけようともがくメンバーの生き様に拍手！(特に詩織センセのライバル吹奏楽部の関西弁の顧問センセのシゴキに耐え自立する部長のサックスガールのエピソードは秀逸)。人を信じる力に、ただただ涙します。必見！



就任挨拶

事務局長 山崎 秀俊

工藤の退職に伴い、4月に事務局長に就任いたしました。

事務所開設当時から46年間にわたり事務所を陰で支え続けた工藤の後を継ぐことに、責任の重さを感じておりますが、この事務所に信頼を寄せてくださる方々の期待にお応えできるよう、「縁の下の力持ち」として、社会的正義の実現や平和と民主主義を守る運動に、微力ながら貢献して参りたいと存じます。まだまだ未熟者ではございますが、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

事務所相談日のご案内

■相談時間	月曜相談 13:00 ~ 16:00
	水曜相談 13:00 ~ 20:00
	金曜相談 9:20 ~ 12:00
	土曜相談 13:00 ~ 15:00
(電話受付	9:15 ~ 17:15)

■相談料 初回相談料 無料 (40分)

■相談の申込・予約の方法

相談の申込は、お電話またはホームページにてご予約をお願いいたします。また、ご予約の際には、お名前、ご連絡先、そして簡単に相談内容をお聞きしています。

*お電話による法律相談はお受けしておりません。なお、上記相談時間以外での相談をご希望される方もお気軽にご相談ください。



ホームページによる相談予約受付中！

ホームページからの相談予約も可能ですのでご利用ください。また、最近は、月に数回のペースでコラムの更新をして、当事務所の弁護士の活動の様子などを紹介しております。

今後とも、是非、当事務所のホームページにお立ち寄りください！

<http://www.hg-law.jp/>

北海道合同法律事務所

検索



編集後記

今号は、「憲法」をはじめとし、私たちの暮らしに関わりの深い「法律」を、もっと身近なものと感じ、理解を深めていただきたいと思い、弁護士がそれぞれの法律についてわかりやすく説明をしています。

主権者は私たち一人一人なのです。時の政権の言いなりにならないためにも、難しい!わからない!知らない!ではなく、主権者として、少しずつでも学び、政治家に好き勝手させないようにしていきたいですね。

作家紹介

彫刻家・橋井裕(きつい・ゆう)さん
表紙作品／素材・鉄／タイトル「鶴」

1959年 札幌市に生まれる	2002年 現代美術への誘い in 上砂川～アバンギャルドの台頭展&衆の森作品展、お正月展(大同ギャラリー)
1984年 金沢美術工芸大学・大学院彫刻科修了	2003年 個展(大同ギャラリー)、お正月展(大同ギャラリー)
1981年 第66回二科展 特選、石川県展 北国賞、金沢彫刻展	2004年 個展(大同ギャラリー)、北の創造者達展'04(上砂川)、風の中の展覧会'04(小川原脩記念美術館)、'04～'07、'09、'10、'12、NEW POINT展'04(大同ギャラリー以降毎年出品)
1985年 第1回現代日本具象彫刻展(千葉)	2005年 60周年記念展 60年～全道展の魅力(北海道立近代美術館)
1989年 全道展 奨励賞、第2回かやま彫刻シンポジウム	2011年 個展(STV 北2条ビルエントランスアート)
1990年 札幌市民芸術祭さっぽろ美術展	2012年 置戸町コンテンポラリーアート
1991年 全道展 道新賞、唐牛幸史／橋井裕の二人展(大同ギャラリー)	2013年 11月15日急逝 享年54歳
1992年 全道展 会友推奨	
1994年 個展(大同ギャラリー)	
1996年 北の創造者達展(上砂川)	
1998年 寒別グランドアート'98	
1999年 寒別グランドアート'99	
2001年 全道展 会員推奨、個展(大同ギャラリー)	